

沖縄労働局発表
 平成25年10月10日

担 当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 後藤 稔 賃金室長 大城勝夫 電話：098－868－3421
--------	---

平成25年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正答申について

－6産業すべての特定最低賃金の改正答申が出揃う－

沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）では、特定最低賃金の改正に係る審議を行ってきましたが、沖縄県で決定されている6産業について、本日（10月10日）までに、すべての特定（産業別）最低賃金が順次沖縄労働局長（谷 直樹）に答申がなされ出揃いました。

沖縄労働局においては、この答申について異議申出等に関する諸手続を行った上で、それぞれの特定最低賃金を決定することとしています。

適用産業	答申額（引上げ額）	答申日	発効予定日 ^{注)}
畜産食料品製造業	683円（+6円）	10月10日	12月11日
糖類製造業	693円（+7円）	10月4日	12月5日
清涼飲料、酒類製造業	686円（+6円）	9月24日	11月23日
新聞業	768円（+9円）	9月30日	11月28日
各種商品小売業	685円（+9円）	10月1日	11月29日
自動車（新車）小売業	693円（+12円）	10月1日	11月29日

注) 発効予定日は、異議申出がなかった場合など最短のもの。

【参考 1】

沖縄県特定(産業別)最低賃金の過去 5 年の改正状況

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
畜産食料品製造業	663 円	668 円	671 円	677 円	683 円
糖類製造業	672 円	676 円	679 円	686 円	693 円
清涼飲料、酒類製造業	666 円	671 円	674 円	680 円	686 円
新聞業	724 円	737 円	744 円	759 円	768 円
各種商品小売業	657 円	664 円	668 円	676 円	685 円
自動車(新車)小売業	659 円	666 円	671 円	681 円	693 円
(参考) 沖縄県最低賃金	629 円	642 円	645 円	653 円	664 円

【参考 2】

次の労働者は、特定（産業別）最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されます。

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇い入れ後 6 ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- 3 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者